

平成 18 年 2 月 14 日

各 位

会社名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード:5103 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL:04-7131-0181)

第三者割当による新株発行及び新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 14 日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株及び新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

<新株と新株予約権の発行理由>

当社は単体・連結の業績について、前期(平成 17 年 3 月期)まで 2 期連続で当期純利益を計上し、長年にわたった赤字体質から脱却し、新たな企業成長を目指して企業努力を傾注しております。しかしながら、当社の現状は、売上高当期純利益率が低水準にあり、依然として多額の繰越欠損を抱えておりますので、遺憾ながら株主各位へ配当政策が容易に具現出来ない状況にあります。また、キャッシュ・フロー上の安全性は磐石ではありますが、多額の事業投資による業容の拡大のためには、内部留保資金が不足していることが実状であります。

当社はこのような経営課題を解消すべく、このたび、国内の有力な投資者の支援により返済原資を必要としないエクイティ・ファイナンスを行い、抜本的な中期経営計画を構築して推進するものであります。これにより、当社は基幹事業である工業用品、食品医療用品、スポーツ用品の新鋭生産機械の設備増強及び事業領域内の他企業との資本提携、業務提携を積極的に進めて市場占有率を拡大し、これに並行して熱交換器管用の洗浄装置、電子機器用の電波吸収ゴムシート等の新規成長事業の業容拡大を推進するものであります。

これに加えて、当社の事業領域外の他業界においても、計画的な M & A を実施して連結利益の拡大を図り、併せて株主資本の充実を図って、可能な限り早期に繰越欠損の解消及び株主配当の実現を目指す所存であります。

記

一. 第三者割当による新株発行

1 新株式発行要領

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 発行新株式数 | 普通株式 18,340,000 株 |
| 2. 発行価額 | 1 株につき 63 円 |
| 3. 発行価額の総額 | 1,155,420,000 円 |

4. 資本組入額	1株につき 32円
5. 資本組入額の総額	586,880,000円
6. 申込期日	平成18年3月2日
7. 払込期日	平成18年3月2日
8. 配当起算日	平成17年10月1日
9. 割当先及び株式数	S.F.J第1号投資事業組合 18,340,000株
10. 新株式の継続所有の取決 めに関する事項	当社は割当先に対して割当新株式を発行日から2年間において譲渡する場合は、当社に報告する旨の確約を得る予定です。
11. 発行の条件	前各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

注) 発行価額の決定方法

取締役会決議前日(平成18年2月13日)の株式会社東京証券取引所における終値を参考として、発行価額を63円(ディスカウント率8.7%)といたしました。

2 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	81,660,000株
増資による増加株式数	18,340,000株
増資後発行済株式総数	100,000,000株

3 増資の理由及び資金の用途等

(1) 増資の理由

発行理由に記載のとおりであります。

(2) 増資調達資金の用途

新株発行により調達される手取概算額1,135,420,000円については、工業用品、ソフトテニスボール等の新鋭生産機械の購入資金に充当する予定であります。

(3) 業績に与える見通し

当社は本エクイティ・ファイナンスの実施により、新たに策定する中期経営計画を推進して事業の拡大及び株主資本の充実による財務基盤の強化を行うことを見込んでおります。

当平成18年3月期の業績予想は、今後、新株発行費用、弁護士報酬費用等の発生が見込まれますので、具体的になりましたら早期にお知らせいたします。

4 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は長期にわたり無配の状態が続いておりますが、本エクイティ・ファイナンスの実施により、株主資本の充実及び繰越欠損の早期解消を図り、可能な限り早期に株主配当の実施を目指す所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当に関しましては、前項の基本方針に基づき決定いたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、研究開発、人材確保等の費用に充当する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	12.70円	0.29円	0.47円
1株当たり年間配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	-%	0.6%	1.0%
株主資本配当率	-%	-%	-%

5 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	32円	16円	38円	49円
高 値	38円	49円	59円	125円
安 値	15円	14円	32円	42円
終 値	16円	38円	49円	69円
株価収益率	-倍	131.0倍	104.3倍	-倍

(注) 1 平成18年3月期の株価については、平成18年2月13日現在で表示していません。

2 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

6 新株の割当予定先の概要

割当先の名称	S.F.J第1号投資事業組合	
割当株数	18,340,000株	
払込金額	1,155,420,000円	
割当先 の 名	住所	東京都中央区日本橋茅場町1-4-5 ワナミビル5F
	代表者の氏名(業務執行組合員)	株式会社ジャパンベンチャービジネス 代表取締役 渡邊 俊輔
	資本の額(組合財産の総額)	1,165,420,000円

称	事業の内容(組合の運営目的)		民法上の任意組合契約による投資(純投資)
	大株主		——
当 社 と の 関 係	出資関係	当社が保有している 割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有してい る当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
	当該株券の保有に関する事項		

7 増資日程(予定)

平成18年2月14日(火)	新株式発行の取締役会決議
平成18年2月14日(火)	有価証券届出書提出日
平成18年2月15日(水)	決定公告
平成18年2月22日(水)	有価証券届出書効力発生予定日
平成18年3月2日(木)	申込期日
平成18年3月2日(木)	払込期日

二. 第三者割当による新株予約権発行

1 新株予約権発行要領

- | | |
|-----------------------|--|
| 1.新株予約権の名称 | 昭和ゴム株式会社第1回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。) |
| 2.新株予約権の総数 | 10,000個 |
| 3.新株予約権の発行価額 | 本新株予約権1個あたり金1,000円
(本新株予約権の目的である株式1株あたり金0.1円) |
| 4.新株予約権の発行総額 | 金10,000,000円 |
| 5.新株予約権の申込期間 | 平成18年3月2日 |
| 6.新株予約権の払込期日 | 平成18年3月2日 |
| 7.募集方法 | 第三者割当の方法により、全てS.F.J第1号投資事業組合に割り当てる。 |
| 8.新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式100,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は10,000株とする)。
ただし、第16項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 |

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第16項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 9.行使時の払込金額 | (1)各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初〔2月13日終値×1.1〕76円とする。 |
| 10.新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 | 〔100,000,000株×2月13日終値×1.1〕7,600,000,000円。
(ただし、第15項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加又は減少する。) |
| 11.新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 当社は、本新株予約権者が行使期間中いつでも本新株予約権を行使可能であること、また本新株予約権が、当社取締役会の決議により、任意の時点において、その発行価額と同額の対価をもって消却できるものとされており、かつ、消却される本新株予約権は消却のための通知がなされた日以降行使できないこと等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考にしつつ、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高の実績、当社の資産状態、収益状況、発行済株式数等の諸事情を総合的に勘案した。これらを前提に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、金1,000円を本新株予約権の1個当たりの発行価額とした。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成18年2月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%の額とした。 |
| 12.行使によって発行する新株の発行価額中の資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 |

13. 新株予約権の行使期間 平成18年3月7日から平成20年3月1日(第17項各号に従って本新株予約権が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日)までとする。
14. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
15. 行使価額の修正 行使価額は、行使請求日前日(同日を含み終値のない取引日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(ただし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)がその日までに有効な行使価額を下回った場合、その低い金額に修正される。ただし、かかる算出の結果、35円(以下「下限行使価額」という。ただし、下記16.による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
16. 行使価額の調整 当社は、本新株予約権の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)並びに株式分割により当社普通株式を発行する場合及び時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合には、次に定める算式により行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- また、当社は株式の併合の場合等にも適宜行使価額を変更する。
17. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件 (1)当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、商法第280条の36の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で消却する。
(2)当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合、商法第280条の36の規定に従って通知し、且つ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で消却することができる。
18. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
19. 本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
20. 行使請求受付場所 昭和ゴム株式会社総務部
21. 払込取扱場所 株式会社千葉銀行 柏支店
22. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額を含めた差引手取概算額は、7,550,000,000 円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による払込及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、払込があった場合の資金は工業用品及びスポーツ用品の各事業領域内のM & A資金、食品医療用品の海外生産計画に基づく資金、異業種のM & Aに伴う資金並びに運転資金等に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使の払込のなされた時点の状況に応じて決定いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

当社は本エクイティ・ファイナンスの実施により、新たに策定する中期経営計画を推進して、事業の拡大及び株主資本の充実による財務基盤の強化を行うことを見込んでおります。

当平成 18 年 3 月期の業績予想は、今後、新株発行費用、弁護士報酬費用等の発生が見込まれますので、具体的になりましたら早期にお知らせいたします。

3 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、上記一.の第三者割当後の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は、100%となる見込みであります。

(注)潜在株式数の比率は今回発行する新株予約権がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を上記一.の第三者割当後の発行済株式総数 100,000,000 株で除した数値です。

4 新株予約権の割当予定先の概要

割当先の名称	S . F . J 第 1 号投資事業組合	
割当株数	10,000 個	
払込金額	10,000,000 円	
割当先 の	住所	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 4 - 5 ワナミビル 5 F
	代表者の氏名(業務執行組合員)	株式会社ジャパンベンチャービジネス 代表取締役 渡邊 俊輔

名称	資本の額(組合財産の総額)		1,165,420,000 円
	事業の内容(組合の運営目的)		民法上の任意組合契約による投資(純投資)
	大株主		————
当社との関係	出資関係	当社が保有している 割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している 当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。

5 新株予約権発行日程(予定)

平成 18 年 2 月 14 日(火)	新株式発行の取締役会決議
平成 18 年 2 月 14 日(火)	有価証券届出書提出日
平成 18 年 2 月 15 日(水)	決定公告
平成 18 年 2 月 22 日(水)	有価証券届出書効力発生予定日
平成 18 年 3 月 2 日(木)	申込期日
平成 18 年 3 月 2 日(木)	払込期日